

○ 財務省令国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第三百三十三号)第五条第十一項の規定による。利付国債券(十年)(第三百三十号)第七日より告示する。利付国債の発行したる。財務大臣野田佳彦

二 一
の法律発行の名称及び根拠記述

三
用振替法の適用

四
発行方法の適法

のし定あ争争う札価振の以律社一法会七すた二十財回決、めつ入入。へ格替適下へ債項律計号るめ十四政定価らて札札に以を機用一平、及第に~法の二号法を格れられ、と發によ下競闘を振株び二関第律公年~受競た価同行る価は受け替式第六十条第十二号法第十三年の十号法第成発お条二け第十二各札争行い(以争て行のと)う。申に入わう。下入行とと。込お札れ。関一項六十に法等運び律みいのにる、一札わする。ののて利お入価価一れ。の応募率い札格格とる。そ規募入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

入 價	入 價
札 格	行 札 格
發 競	發 競
行 争	額 行 争

國 行 争 非 者 特 国	札 非
債 入 價 ・ 別 債	發 競
市 札 格 第 參 市	行 争
場 發 競 I 加 場	入

特 別 会 計 に 關 す る 法 律 第 四 十 六

でた条特でた条特十つ定円七国項計千た条発お三つ定う億額
 千利第別八利第別億いに、百債のに八利第行け十いにち円面
 九付一會十付一會八て基同三に規関百付一のる五て基、金
 百国項計八国項計千はづ法十つ定す十国項特財万はづ財
 三債のに億債のに四、き第九いにる一債の例政円、き政
 十に規関五に規関十額発六億て基法億に規等運、額発法
 三つ定す千つ定す万面行十二はづ律九つ定に營平面行第
 億いにる七いにる円金し二千、き第千いに關の成金し四
 円て基法百て基法額た条九額発四万て基すた二額た条
 、づ律万、づ律で利第百面行十円はづるめ十で利第
 額き第円額き第二付一二金し六、き法の二二付一
 面発四面発四千国項十額た条特一發律公年千国項
 金行十金行十四債の五で利第別兆行第債度九債の
 額し六額し六百に規万千付一會三しニのに億に規

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七
発		振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込		行争非者特	
札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札格		入価・別	
發競価	面	札格第參市札格第參市行争發競金		札格第參	
行争格日	位	發競II加場發競I加場入行争額		發競II加	
格十額	平す額の振	五	百	千円八三一	でた条
五面	成るの記替	万	三	九十兆	百利第
錢金	二。整載法	円	三十	八九九	三付一
以額	十数又の		七	二億万千	十国項
上百	二倍は規		億	十千円八	八債の
の円	年の記定		三	四七百	億に規
そに	九金録に		千	億百八	円つ定
れつ	九月額はよ		七	三十	いに
ぞき	二に、る		百	一千四十一	て基
れ九	十九よ最振		九	十五萬億	、づ
の十	一る低替		十	三五千	額き
応九	日も額口		万	五	面發
募円	の面座		円	三千五百	金行
価四	と金簿			三百	額し

の経利入価・別債行争非者特国札非
払過札格第参市及入価・別債発競
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争
み子率行争非者特国發競I加場、入

(二)

出に住時額金にの口るに
しは者にへ額よに座も係發
た、又おたにりつにのる行
金前はいだ百算い記と所時
額記外てし分出て載し得に
に(一)国取、のしは又て税お
当の法得当二た、は振がい
該算人す該十金前記替源て
非式でる國を額記録口泉、
居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
住よるがをじらのれ簿収の
者り場非發た當算る中さ利
又算合居行金該式ものれ子

十 額	年	
五 面	む十式は一 も号に、募・ のによ払入○ と規り込決パ す定算金定一 るす出額のセ 。るしに通ン 期た加知ト 日金えを に額、受 払を次け い第のた 込二算者	
錢 額		
百 円		
に つ き		
九 十九 円 五		

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

二十九十八十七十
十
五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
二十二年九月二十一日
日本銀行に期付の定期預金として、年利1.0%の利息を支払う旨の通
知書が届きました。
この定期預金は、支払日と同日の翌月の15日までに支取る場合、年利
1.0%の利息が支取られることが規定されています。
この定期預金は、支取日と同日の翌月の15日までに支取る場合、年利
1.0%の利息が支取られることが規定されています。

額面金額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得はす次そ銀額し二除税外る号の行を、十すの国期及翌休支次三る税率人日び營業払の年ことをがつ十業う算三とが乗適日に式月がでじ用い六にたに二でじ用號支當だよ十起た金同に払たしり日じおうる、算を。額いへと支出支て以き払し払を所